



警察庁

– National Police Agency –

デジタル臨時行政調査会作業部会 御説明資料

令和4年8月30日
警察庁長官官房

1 拾得物件一覧簿の閲覧に関する条文

遺失物法（平成18年法律第73号）（抄）

（公告等）

第七条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 物件の種類及び特徴

二 物件の拾得の日時及び場所

2 前項の規定による公告(以下この節において単に「公告」という。)は、同項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示場に掲示してする。

3 警察署長は、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

（警察本部長による通報及び公表）

第八条（略）

2 警察本部長は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から前項の規定による通報を受けた物件に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

遺失物施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）（抄）

（掲示の様式等）

第九条 法第七条第二項(法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。)の規定による掲示は、別記様式第六号(保管物件に係る掲示にあっては、別記様式第七号)を用いて行うものとする。

2 法第七条第三項(法第十三条第二項及び第十八条において準用する場合を含む。)に規定する書面は、拾得物件一覧簿(保管物件に係る書面にあっては、特例施設占有者保管物件一覧簿)とする。

遺失物法第7条は、遺失者が判明しないとき等において、警察署長が行うべき公告の内容、方法等について規定し、遺失物法第8条第2項は、警察本部長による物件に関する情報のインターネット公表について規定している。

2 拾得物件一覧簿の閲覧（遺失物法第7条3項）について

制度の趣旨

遺失物法第7条3項が設けられたのは、

- ① 掲示場への掲示（同条第2項による公告）はスペースの面から困難であること
- ② 警察署は24時間開放されているため、掲示場への掲示と比しても公衆に不便は来さないこと
- ③ 大量の物件について掲示する場合、遺失者が情報を検索するのに不便を来すことからである。

制度の目的

遺失物法第7条3項（又は第2項）による閲覧等は、

- ① 遺失物法第7条1項柱書に規定する「公告」としての効果を生じさせるため
 - ② 警察署に来署又は問い合わせをする遺失者の便宜を図るため
- という、2つの目的をもっている。

現状

PHASE 2 - 4 ①、2 - 4 ②

遺失物法第7条3項には、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）第8条が適用されるため

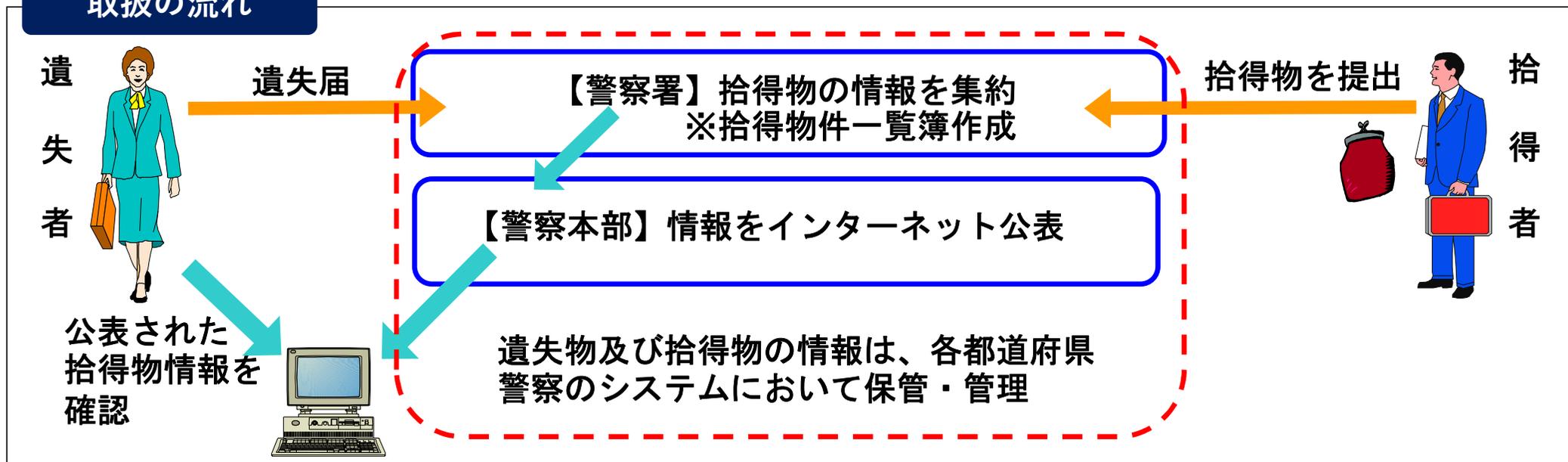
改正方針

PHASE 3

遺失物法第8条によって、インターネット公表されているため、実質的にはPHASE 3であるが、更なるデジタル化のため各都道府県警察で構築されているシステムを統一

3 遺失物に関する手続の実情

取扱の流れ



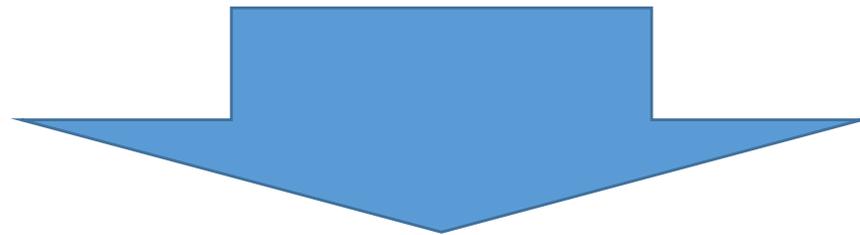
運用実態

- 警察署における拾得物件一覧簿の閲覧はほとんど行われていない。
(理由)
 - ・ 国民はインターネット公表されている情報を自由に閲覧することができる。
 - ・ 遺失者が警察署へ来署した場合、応対した警察職員がシステム上での検索を行ったり、遺失届を受理して当該情報をシステムに入力し、拾得物との照合などの対応を行う。
- 一部の都道府県警察のシステムにおいては、インターネットにより遺失届を提出することも可能。

4 遺失物関係システム（共通基盤）整備の背景

背景

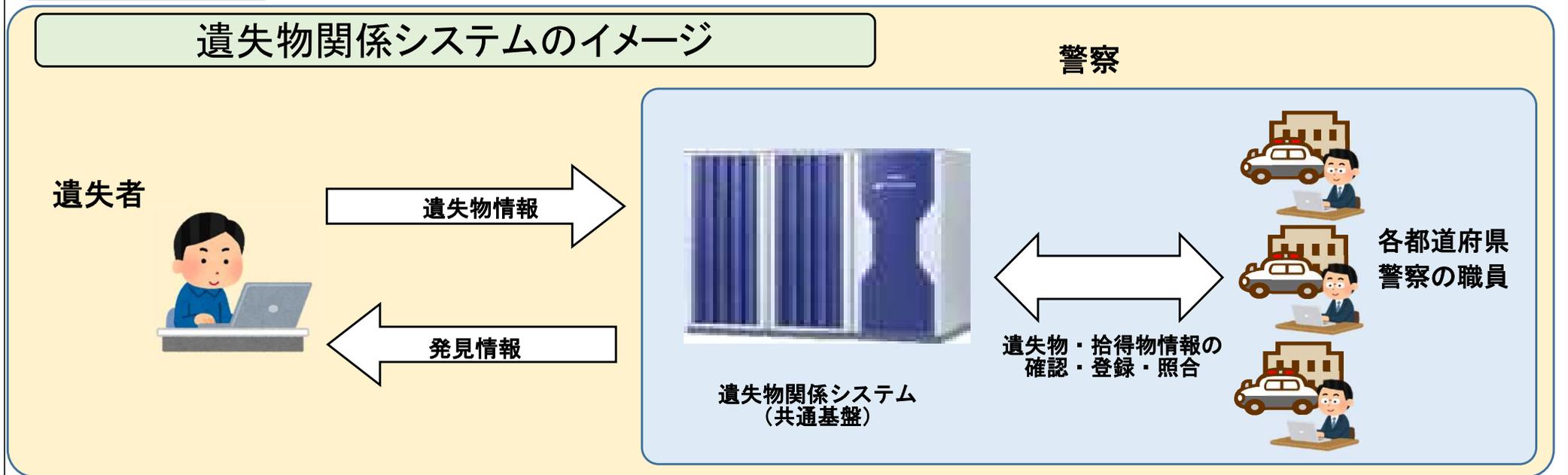
- 都道府県をまたいだ拾得物に関する検索ができないなど、全国データ共有システムの必要性。
- インターネット公表画面や検索方法が都道府県警察ごとに異なるなどのユーザーインターフェイスの問題。
- 各都道府県警察がそれぞれシステムを整備・維持することによる業務負担やコスト負担の高止まり。



これまで都道府県警察ごとに整備してきた遺失物関係システムについて、
共通基盤上で新たに構築するシステムに集約

5 遺失物関係システム（共通基盤）の概要

概要・目指す姿



- 共通基盤上で新たに構築するシステムに集約することにより、
 - ・データ共有化による全国警察に対する拾得物の同時検索がインターネットで可能に
 - ・遺失した旨の届出(遺失届)がインターネットにより可能となり国民の利便性が向上
 - ・全都道府県のシステムの集約による、警察全体でのコスト削減が見込まれる

スケジュール

- 令和4年度末から新たなシステムに順次移行し、令和8年度末までに全都道府県が移行する予定

6 遺失物関係システム（共通基盤） 整備の課題

○ 利用率の向上（国民への周知）

共通基盤における遺失物関係システムの利用率向上のため、広く国民に周知する必要がある。

また、遺失物の効率的な返還のため、インターネットによる遺失届の提出の際における遺失物の特定につながりやすい届出項目の記入要領についても周知する必要がある。

○ デジタルデバイド（情報格差）対策

警察署等における遺失届の受理や電話による問合せ等への対応は、引き続き適切に行う。

○ データ移行に伴うデータ変換

各都道府県警察のシステムにおいて保管・管理されていたデータを共通基盤に移行する際、データ形式が異なる場合もあることから、移行のための変換作業に確実に期する必要がある。

拾得物・遺失物の取扱い状況の推移

| | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 遺失届 (万件) | 446 | 445 | 442 | 365 | 357 |
| 拾得物 (万点) | 2,882 | 2,950 | 2,975 | 2,271 | 2,288 |

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（抄）

（電磁的記録による縦覧等）

第八条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。